

平成 30 年 5 月 14 日

豊明市長 小浮 正典 様

豊明市環境審議会
会長 島田 隆道

「ごみ減量化に向けて今後の取組むべき施策について」(答申)

平成 30 年 1 月 12 日付け豊環第 4 号により諮問のあった下記事項について、別紙のとおり答申する。

記

1. 諮問事項

「ごみ減量化に向けて今後の取組むべき施策について」

2. 諮問理由

- ・豊明市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本目標達成を目指す
- ・建設中のごみ処理施設の長寿命化を図る
- ・家庭系ごみの処理に関し有料化も視野に検討する

「ごみ減量化に向けて今後の取組むべき施策について」

豊明市が更なるごみの減量化を検討する背景として、豊明市の家庭系ごみは、平成23年度と平成28年度を比較すると、総量については17,086 tから16,167 tに減少しているが、可燃ごみについては11,364 tから11,484 tと1.1%増加しており、ごみの減量化が進んでいるとは言えない状況のためである。

豊明市民に対して将来に渡って安心安全な生活環境を提供するため、以下に今後取組むべき施策を提言する。

1 市民、事業者、行政の協働

ごみの排出抑制を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から3R（スリーアール）に努める必要がある。

減量化の意識は全体的には高まりつつあるが、個人により温度差があるため、市民の意識改革を更に進めることが重要となる。市民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組んでいくことはもちろんだが、相互に連携し減量化を進める機運を作り出す施策を検討すること。

2 市民へのより効果的な啓発の実施

ごみの発生・排出そのものを減らすためには、市民によるごみの分別の更なる徹底が必要となるが、その際に重要な役割を占めるのが、広報活動に代表される啓発活動である。

市も広報とよあけによる特集を掲載するなど、啓発に取り組んでいるが、いくつか課題がある。

例えば、ごみ出しのルールが守られていない市民や、減量化に取り組んでいない市民など、本当に啓発が必要な市民に伝わっていないのではないかと。また、同じ内容だとしても、「転入者」「外国人」「子ども」など、対象者の特性を踏まえた発信に工夫が必要である。特に幼少期にルールを学ぶことは、将来に渡っての成果となるので、重要である。また、広報以外にも、あらゆる方法でPR活動を行うこと。

3 食品ロスの削減

食品ロスは、ライフスタイルや事業活動に密接に関係している。これを削減することは、ごみの収集運搬や焼却のために使う化石燃料の使用を削減することができることから、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要がある。

そこで、傷みやすい食材や消費期限・賞味期限の近い食材を使い切るよう啓発活動を実施すること。特に幼少期における環境学習の一環とした啓発事業の一層の充実を図ること。

また、市内飲食店に協力を求めるとともに、関係機関と連携し排出されるごみの減量につなげる施策の検討をすること。

4 資源回収品目の徹底等

現在、資源については16種類に分別しているが、ごみの組成調査の結果では、可燃ごみ、不燃ごみ共に対象外のごみが多く混入されており、分別の徹底を更に進める必要がある。

また、先進自治体の状況を確認しながら効果的な資源回収品目となるよう検討すること。

5 事業系ごみの適正処理

事業系ごみは家庭系ごみと同様、東部知多クリーンセンターへ搬入していることから、事業系ごみの減量化促進のため、搬入料金の見直しと搬入ごみの調査を徹底するよう東部知多衛生組合を構成する市町と検討すること。

6 生ごみ、草木の減量化と資源化

生ごみや庭木等の剪定枝は日常生活における減量化には限界があるものの、先進自治体の状況も確認しながらこれらの減量化と資源化を検討すること。

7 ごみ処理手数料の有料化の検討

全国の60%超、県内でも35%を超える市町村でごみ処理に手数料を徴収しているが、これはごみ排出量の削減のほか、ごみの排出量に応じた負担の公平性、及びごみ処理経費の負担の軽減といった目標のため行っている。

本市でもごみの減量化は喫緊の課題であり、また、今後東部知多衛生組合における負担金の増額が見込まれることからなど、ごみ処理手数料の有料化の検討が必要である。

ただし、有料化の実施にあたっては、住民負担を求めることとなるため、先進自治体の有料化による減量効果を十分確認し、その結果をもって実施方法や時期、住民への周知を検討すること。